

(別紙)

実務担当者用

肥料価格高騰対策事業における春肥の申請スケジュール等の変更に伴う事務手続きについて

令和5年2月
秋田県農業再生協議会

1 主な変更点

項 目	変更前	変更後
春肥の申請受付開始	国の「春肥価格上昇率」公表後 (※令和5年1月中旬予定)	令和5年4月10日から受付開始 ※国の「春肥価格上昇率」の公表は令和5年3月上旬を予定
春肥の市町村/市町村再生協の窓口の受付期限	令和5年2月28日(厳守)	令和5年7月31日(厳守)
支援の対象となる肥料	令和4年度事業は、原則として、令和4年6月から令和5年2月までに購入(注文)した肥料(本年秋肥、来年春肥)、かつ申請に間に合ったものを対象。	原則として、令和4年度事業は、令和4年6月から11月まで購入・注文した肥料(秋肥)とし、令和5年度事業は、令和4年11月から令和5年5月まで購入・注文した肥料(春肥)、かつ申請に間に合ったものを対象。

2 申請主体(取組実施者)

J Aや肥料販売店等が「取組実施者」となり、5戸以上の販売農業者をとりまとめて申請してください。

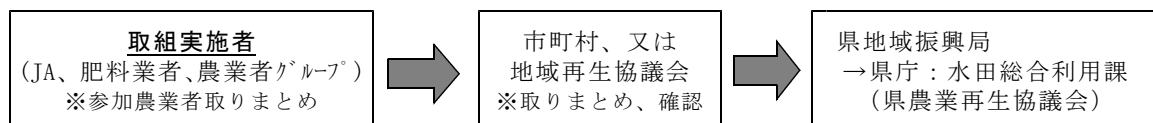
新たに「農業者の組織する団体」の設立を考えている方は、県地域振興局、又は市町村や地域再生協議会にお問い合わせください。

- ①化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者のグループであること
(農業協同組合、民間事業者(肥料販売店等)、その他農業者の組織する団体等)
- ②新たに「農業者の組織する団体」を設立する場合
→ 組織運営に関する規程や代表者の定め、銀行口座が必要です。

3 申請方法

原則として、取組実施者は、申請する取組実施者(本店・支店等)の所在地を所管する「市町村、又は地域再生協議会」に提出してください。

<申請イメージ>



注：但し、参加農業者が市町村を越えて広範囲(全県域の場合は除く)になる場合、取組実施者は、可能な限り関係市町村等において、参加農業者の書類等の確認を受けた後、代表者の所在地を所管する県地域振興局に提出してください。

<申請手順>

- (1) 市町村、又は地域再生協議会は、取組実施者の申請書類について、取りまとめ及び確認のうえ、「最寄りの県地域振興局」に提出してください。
- (2) 県地域振興局は、事業関係の申請書類を確認するとともに、期日まで県再生協議会（事務局：水田総合利用課）に提出してください。
- (3) 肥料販売業者の方で、県外に本社・本店がある場合は、県内の販売支店が所在地の県地域振興局に提出し、販売店が複数あるときは提出先を一つに定めて、提出してください。
- (4) 取組実施者の参加農業者が県全域になる場合と、県外の肥料販売業者（県内に支店等がない）が本県に申請する場合は、直接、県農業再生協議会（水田総合利用課）に提出してください。
- (5) 申請受理後は、事業実施主体（県農業再生協議会）から、「採択決定通知書」を送付します。その後、取組実施者が指定する振込口座に支援金をお支払いします。

4 申請受付時期

- (1) 申請の受付開始 ※秋田県協議会は、「秋肥」、「春肥」の分割方式で行います

区 分	申請受付開始	市町村/地域再生協窓口の受付期限
春 肥	令和5年4月10日から (※国の「春肥価格上昇率」は、 令5年3月上旬を予定)	令和5年7月31日（厳守）

※令和4年度秋肥分の事業申請については、事前に県農業再生協議会に報告があったものを除き、受付を終了しました。

- (2) 支援対象肥料

春 肥	令和4年11月～令和5年5月に購入・注文
-----	----------------------

※春肥については、国予算が令和5年度になる見通しから、令和4年11月～令和5年2月までとしていた肥料の購入・注文の対象期間を、令和5年5月までに購入・注文した春用肥料に変更します。

- (3) 支払時期の目安

区 分	取組実施者から 市町村、又は地域再生 協議会への提出期限	市町村等から県地域振興局経由、 県農業再生協議会（事務局：水田 総合利用課）への提出期限	取組実施者への 支払時期
春 肥	令和5年5月31日	令和5年6月20日	7月頃
	令和5年7月31日	令和5年8月20日	9月頃

※令和4年度事業における秋肥の申請受付は、終了しました。

- (4) 留意事項

- ① 原則として、「秋肥」と「春肥」の申請は、時期と書類を分けて提出して頂きます。
- ② 「春肥」の申請について、市町村、又は地域再生協議会への最終受付期限（令和5年7月31日）を過ぎた場合、受付できない場合がありますので、提出期限に間に

合うよう余裕を持って申請してください。

- ③取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更（参加農業者の追加、春肥の追加等）が生じた場合は、変更手続きを行ってください。

5 申請時の提出書類

(1)媒体：紙（2部） ※県再生協（本庁及び地域振興局分）

(2)提出書類

提出書類	書類名	様式名	参加農業者が準備
承認申請書	①申請カガミ（取組実施者） ②肥料価格高騰対策事業取組計画書	参考様式第1－1号 （業務方法書様式第1号）	
添付書類	①参加農業者名簿 ※データファイルも提出	参考様式第1－2号	
	②化学肥料低減計画書 ・取組の「〇」、確約のチェックと 自署を確認	参考様式第2号（原則、農家毎）	○
	③支援金算出根拠となる書類 ・肥料購入に係る注文書写し ・請求書又は領収書等の購入金額が 分かる書類写し	任意様式	○
	④振込口座情報	業務方法書様式第3号※日付不要	
	⑤添付書類・確認事項一覧表	別紙確認用様式	

※秋田県農業再生協議会で定める、別添「業務方法書」を参考にしてください。

※上記以外にも、確認のための書類提出をお願いすることがあります。

(3)書類綴りの順番

①取組計画書の承認申請書（参考様式第1－1号（業務方法書様式第1号））

②肥料価格高騰対策事業取組計画書（参考様式第1－1号別添）

③参加農業者名簿（参考様式第1－2号）

④化学肥料低減計画書（参考様式第2号）

⑤支援金の算出根拠となる書類（領収書等）

⑥振込口座情報（業務方法書様式第3号）

⑦添付書類・確認事項一覧表（別紙確認用様式）

※④と⑤は、参加農業者ごとにホチキス綴じし、参加農業者名簿の順番に並べる。

※最新版に修正

(4)留意事項

【参加要件】

- 本事業の支援金は、販売農業者が対象です。必要に応じて、参加農業者の販売伝票等から、販売実績を確認してください。

【申請及び対応】

- 複数の肥料販売店から購入している参加農業者には、主に取引のある販売店から支援金を申請するようご指導ください（重複申請を防ぐため）。
- 取組実施者（JAや肥料販売店等）から参加農業者への支援金の振込手数料は、補助対象外です。振込手数料の取り扱いについて、あらかじめ参加農業者と調整してください。
- 取組実施者にならない場合であっても、参加農業者から領収書等の発行を求め

られた際は、御協力をお願いします。

【確認事項】

- 肥料法による登録/届出肥料のみ対象になります。自給堆肥は対象外です。
参考：肥料銘柄の検索 (http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub4_1.html)
- 複数の取組実施者（申請グループ）から申請する場合は、肥料費が重複していないか確認をお願いします。
- 参加農業者に対し、本事業支援金の対象肥料費分に関する自治体等の助成金がある場合は、計算式に基づき調整が必要か確認をお願いします。
- 大口取引等による割引がある場合は、申請時に予め支援金から控除してください。
- 秋肥を申請した場合は、令和5年春肥注文から令和5年秋肥分を除いてください。

- ・ 秋肥申請していない場合、「春肥注文（R5用春肥分とR5秋肥分）」は可能。
- ・ 「R4秋肥注文（R4秋肥分）」を申請した場合、「春肥注文」からR5秋肥分（該当作物分）を除いて申請してください。

- 化学肥料低減計画書については、「秋肥」分で提出していても、「春肥」の対象となる肥料の作目概要が異なるため、新たに「春肥」の計画書を作成の上、添付してください。
- 参加農業者名簿については、「秋肥」「春肥」「合計」の欄を記入してください。なお、「秋肥」の申請をしていない場合は、その欄の記入は不要です。
- 国で、春肥分の予算を令和5年度に繰り越しする関係により、春肥の支援対象肥料は、令和5年2月末までであったものを令和5年5月末まで購入・注文した肥料に対象期間を拡大することと致します。

【報告書】

- 取組実績報告書については、申請年度内において秋田県農業再生協議会が指示する期日まで提出頂きます。
※令和4年度秋肥申請分は、令和5年3月20日まで取組実績報告書を提出。
- 本事業の化学肥料低減計画は、令和5年度までの2年間の取組です。事業完了後の取組実績報告のほか、中間報告（令和5年11月末予定）や、取組実施状況報告（令和6年11月末予定）も御協力をお願いします。

【証拠書類】

- 補助事業の交付額算定に用いた根拠書類（注文書、購入明細書、請求書（又は販売証明書）、納品書、領収書等）については、5年間保管しておいてください。
- 実施報告時等の検査に備え、確認できる書類（土壌診断結果、購入肥料の伝票、業務日誌等）を5年間保管しておいてください。

【支援金の返還】

- 支払われた支援金に余剰が生じた場合や、本事業の実施要領や業務方法書等に違反している場合、支援金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

6 提出先

取組実施者は、代表者所在地の 市町村又は地域再生協議会に提出	市町村又は地域再生協議会は、 最寄りの県地域振興局に提出 (計画書等の取りまとめ先)
鹿角市、小坂町	鹿角地域振興局農林部農業振興普及課 〒018-5201 鹿角市花輪六月田 1 TEL:0186-23-2123、FAX: 0186-23-7069
大館市、北秋田市、上小阿仁村	北秋田地域振興局農林部農業振興普及課 〒018-3393 北秋田市鷹巣東中岱76-1 TEL:0186-62-3950、FAX: 0186-63-0705
能代市、三種町、八峰町、 藤里町	山本地域振興局農林部農業振興普及課 〒016-0815 能代市御指南町 1-10 TEL: 0185-52-1241、FAX: 0185-54-8001
秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、 八郎潟町、井川町、大潟村	秋田地域振興局農林部農業振興普及課 〒010-0951 秋田市山王 4 丁目 1-2 TEL:018-860-3371、FAX: 018-860-3363
由利本荘市、にかほ市	由利地域振興局農林部農業振興普及課 〒015-8515 由利本荘市水林366 TEL: 0184-22-7551、FAX: 0184-22-6974
大仙市、仙北市、美郷町	仙北地域振興局農林部農業振興普及課 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62 TEL:0187-63-6111、FAX: 0187-63-6104
横手市	平鹿地域振興局農林部農業振興普及課 〒013-8502 横手市旭川 1 丁目 3-41 TEL:0182-32-9501、FAX: 0182-33-2352
湯沢市、羽後町、東成瀬村	雄勝地域振興局農林部農業振興普及課 〒012-0857 湯沢市千石町 2 丁目 1-10 TEL: 0183-73-5180、FAX: 0183-72-6897
※取組実施計画の参加農業者が 全県域の場合	秋田県農林水産部水田総合利用課 〒010-8570 秋田市山王 4 丁目 1-1 TEL: 018-869-1785 FAX: 018-860-3898

7 お問い合わせ先

- 農業者の方は、申請を予定している最寄りの J A 又は肥料販売業者、市町村又は地域再生協議会などに、お問い合わせください。
- J A、市町村又は地域再生協議会は、最寄りの県地域振興局、又は秋田県農林水産部水田総合利用課 (TEL: 018-860-1785) にお問い合わせください。

添付書類・確認事項一覧表

取組実施者名：

書類 つづり 順	書 類	様 式	確認事項	確 認 者			
				取組実施者（JA、 肥料販売店、農 業者グループ等）		市町村/地域再生 協議会、県地域 振興局/県協議会	
				必要書 類	添付・ 内容確 認	必要書 類	添付・ 内容確 認
1	取組計画書の承認 申請書	参考様式 第1-1号 （業務方法書様 式第1号）		○		○	
2	肥料価格高騰対策 事業取組計画書	参考様式 第1-1号別添	別添の参加農業者数、所要 額が参考様式第1-2号と整合 がとれているか	○		○	
3	参加農業者名簿	参考様式 第1-2号	別添の参加農業者数、所要 額が参考様式第1-2号と整合 がとれているか 秋肥申請がある場合、その 実績を記入する。	○		○	
農業者が提出する書類	4	化学肥料低減計画 書	参考様式 第2号	2つ以上に○が付いている か（既に取組がある場合は、 1つ以上の新しい取組又は 従来の取組の強化・拡大（◎ で記入）となっているか）	○		○
			確約のチェックと署名がさ れているか	○		○	
	5	注文票（価格がわ かるもの）	任意様式	令和4年11月から令和5年5月 までの間に適用された価格 で購入した肥料であるか	○		○
	6	請求書又は領収書	任意様式	肥料の種類、数量、購入金 額が記載されているか	○		○
	7	販売伝票	任意様式	任意			
	8	他の取組実施者 （申請グループ）で の申請の有無	任意様式 （該当者とは他申 請グループ名）	他グループでも事業申請（予 定含む）するかを確認。 申請する場合は、対象肥料 が重複していないかを確認。 ○	該当有 りの場 合 ○		該当有 りの場 合 ○
	9	自治体等による対 象肥料費へ助成の 有無	任意様式 （該当者と調整 額）	対象肥料（堆肥含む）への助 成を確認し、ある場合は、 本事業支援金の調整が必要 か計算式で確認 ○	該当有 りの場 合 ○		該当有 りの場 合 ○
	10	J A大口割引等の 可能性がある場合 の事前控除	任意様式 （該当者と割引 分の控除額）	対象肥料（堆肥含む）への割 引（事後含む）を確認し、あ る場合は、肥料購入額から 割引額を控除する ○	該当有 りの場 合 ○		該当有 りの場 合 ○
	11	振込口座情報	業務方法書 様式第3号	金融機関名、口座番号、口 座名義が記載されているか ○			○

※取組実施者は、本表の添付・内容確認欄にチェック（○）を付けて、取組計画書の承認申請書と一緒に、市町村又は地域再生協議会へ提出してください。

市町村等は、内容を確認した後、申請書類を最寄りの地域振興局農業振興普及課/県協議会へ提出してください。